

出来高請求システムによる電子請求に関する協定書 新旧対照表

(2020年7月6日改定)

新	旧	備考欄
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本協定は、出来高請求Sを利用して行う以下の各号の業務において適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 乙から甲に対する出来高承認依頼および甲から乙に対する出来高承認。 (2) 甲から乙に対する差引通知および乙から甲に対する差引通知承認。 (3) 甲から乙に対する修正確認依頼および甲から乙に対する出来高承認。 (4) 乙から甲に対する請求書発行。 (5) 乙から甲に対して発行された請求書の保管。 <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 本協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 出来高請求S 甲が開発し運用する電子請求システムのことをいう。 (2) エコ文書サービス セコムトラストシステムズ株式会社が提供する「セコムあんしんエコ文書サービス」のことをいう。 (3) サービス 出来高請求Sが提供する機能 および付随する甲から乙へのサポート業務のことをいう。 また、エコ文書サービスに請求書を保管することも含む。 (4) 請求情報 以下を総称する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乙から甲に対する請求書データ。 ・ 乙から甲に対する請求書明細データ。 ・ 乙から甲に対する請求書データ、請求書明細データを補完するために添付された各種資料。 (5) 差引情報 以下のデータを指す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乙から甲への請求情報から、甲が立替払い等を行った金額を差引くデータ。 (6) 支払処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乙から甲に発行された請求金額を甲が乙に支払うため、甲が運用する出来高請求Sとは別のシステムにおける処理。 (7) ステータス 以下を総称する。ステータスにより出来高請求Sで甲、乙が利用できるサービスを制限する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入力中 乙が出来高請求Sに請求情報を登録し、甲に承認の依頼をかけていない状態。 	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本協定は、出来高請求Sを利用して行う以下の各号の業務において適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 乙から甲に対する出来高承認依頼および甲から乙に対する出来高承認。 (2) 甲から乙に対する差引通知および乙から甲に対する差引通知承認。 (3) 甲から乙に対する修正確認依頼および甲から乙に対する出来高承認。 (4) 乙から甲に対する請求書発行。 (5) 乙から甲に対して発行された請求書の保管。 <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 本協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 出来高請求S 甲が開発し運用する電子請求システムのことをいう。 (2) エコ文書サービス セコムトラストシステムズ株式会社が提供する「セコムあんしんエコ文書サービス」のことをいう。 (3) サービス 出来高請求Sが提供する機能のことをいう。また、エコ文書サービスに請求書を保管することも含む。 (4) 請求情報 以下を総称する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乙から甲に対する請求書データ。 ・ 乙から甲に対する請求書明細データ。 ・ 乙から甲に対する請求書データ、請求書明細データを補完するために添付された各種資料。 (5) 差引情報 以下のデータを指す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乙から甲への請求情報から、甲が立替払い等を行った金額を差引くデータ。 (6) 支払処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乙から甲に発行された請求金額を甲が乙に支払うため、甲が運用する出来高請求Sとは別のシステムにおける処理。 (7) ステータス 以下を総称する。ステータスにより出来高請求Sで甲、乙が利用できるサービスを制限する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入力中 乙が出来高請求Sに請求情報を登録し、甲に承認の依頼をかけていない状態。 	<p>(変更)</p>

- ・ 承認依頼 乙が甲に出来高請求Sで登録した請求情報の承認を依頼している状態。
- ・ 修正/確認依頼 乙から甲に承認依頼された請求情報に対し、甲から乙へ修正・確認を依頼している状態。
- ・ 請求書未発行（承認済み） 乙から甲に承認依頼された請求情報に対し、甲が承認した状態。
- ・ 請求書発行済 甲が承認した請求情報に対し、乙が請求書を発行した状態。
- ・ 所長確定済 乙が発行した請求書に対し、甲が支払処理へデータを引き渡した状態。

(8) 取引用設備

甲および乙が、出来高請求Sを利用するために、自らが準備・使用する電子計算機、端末機器および周辺機器など（以下「ハードウェア」という。）、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称していう（以下「装置」という。）。

(9) 取引用電気通信回線

甲および乙の装置で出来高請求Sを行うために、インターネット並びに電子メールを利用するための電気通信回線をいう。（以下「通信回線」という。）

(運用)

第4条

1. 原則毎日利用できるものとし、利用時間は朝6:00～翌朝2:00までとする。
2. メンテナンス等により、システム停止や利用時間に変更が生じる場合は、予め当社ウェブサイト上にて通知する。
3. 出来高請求Sにおいて取引された請求情報並びに差引情報については、書面での提出は不要とする。
4. 出来高請求Sの操作、制限事項、出力可能な情報等は、別途出来高請求S利用マニュアルにて提供するものとする。
5. システムの変更等に伴い、運用や出来高請求S利用マニュアルに変更が生じる場合は、事前に当社ウェブサイト上にて通知するものとし、疑義が生じる場合は、甲乙個別に協議するものとする。

(略)

甲捺印欄

所在地 **東京都中央区京橋 2 - 8 - 5**

- ・ 承認依頼 乙が甲に出来高請求Sで登録した請求情報の承認を依頼している状態。
- ・ 修正/確認依頼 乙から甲に承認依頼された請求情報に対し、甲から乙へ修正・確認を依頼している状態。
- ・ 請求書未発行（承認済み） 乙から甲に承認依頼された請求情報に対し、甲が承認した状態。
- ・ 請求書発行済 甲が承認した請求情報に対し、乙が請求書を発行した状態。
- ・ 所長確定済 乙が発行した請求書に対し、甲が支払処理へデータを引き渡した状態。

(8) 取引用設備

甲および乙が、出来高請求Sを利用するために、自らが準備・使用する電子計算機、端末機器および周辺機器など（以下「ハードウェア」という。）、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称していう（以下「装置」という。）。

(9) 取引用電気通信回線

甲および乙の装置で出来高請求Sを行うために、インターネット並びに電子メールを利用するための電気通信回線をいう。（以下「通信回線」という。）

(運用)

第4条

1. 原則毎日利用できるものとし、利用時間は朝6:00～翌朝2:00までとする。
2. メンテナンス等により、システム停止や利用時間に変更が生じる場合は、予め当社ウェブサイト上にて通知する。
3. 出来高請求Sにおいて取引された請求情報並びに差引情報については、書面での提出は不要とする。
4. 出来高請求Sの操作、制限事項、出力可能な情報等は、別途出来高請求S利用マニュアルにて提供するものとする。
5. システムの変更等に伴い、運用や出来高請求S利用マニュアルに変更が生じる場合は、事前に当社ウェブサイト上にて通知するものとし、疑義が生じる場合は、甲乙個別に協議するものとする。

(略)

甲捺印欄

所在地 東京都中央区京橋 1 - 7 - 1

(略)

(変更)